

令和2年度監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

令和2年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 国の動向

ア 地方公共団体の監査制度に係る動向

第31次地方制度調査会答申を受けた地方自治法の改正により、監査基準に従った監査等が義務付けられるとともに、都道府県及び政令指定都市に内部統制制度が導入されたところであり、令和2年4月1日の改正法施行に先立ち、国は、平成31年3月に、同法に規定する総務大臣指針として「監査基準(案)」を示すとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を示した。

イ 地方行財政改革等に係る動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）の中で、人口減少や少子高齢化の急速な進展など直面する諸課題を克服し、持続的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標として掲げている。そのうえで、地方において取り組むべき課題として、業務改革と新技術の活用を通じたより効率的で質の高い行政サービスへの転換、公共施設等の計画的な維持管理・更新と統廃合の推進、公営企業の経営状況の見える化と経営基盤の強化などを挙げている。

(2) 本市の状況等

ア 財政等の状況

平成30年度決算では、主要債務総額の削減について財政健全化プランで掲げる目標を超える結果となり、実質公債費比率や将来負担比率が低減するなど、各種財政指標の改善傾向が見られるが、病院事業の累積欠損金や基金からの借入残高は依然として多額であり、今後も財政健全化に向けた取組が必要な状況にある。また、急速に進展する少子・超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策、台風・大雨被害を踏まえた防災・減災対策など、今後、さらに多額の財政需要が見込まれる状況にある。

このような財政状況の下、本市は、財政健全化プラン及び行政改革の取組を推進しつつ、第3次実施計画事業の着実な推進を図るとともに、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組を推進することとしている。

イ 内部統制の状況

改正後の地方自治法第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する方針が定められ、本市における内部統制の対象は、財務に関する事務とされた。

なお、令和2年4月1日の内部統制制度運用開始に向け、令和元年10月から試行運用等が行われている。

ウ 議会の動向

議会は、平成30年度決算審査の結果、10項目の指摘要望事項を市長に提出している。この中で、災害に強いまちづくりに向けた取組のほか、^{マイス}MICE（各種ビジネスイベント）の誘致など本市の発展に向けた取組の推進などを要望している。また、病院事業について、経営改善に向けたさらなる費用削減や、持続可能な病院経営につながる取組を要望している。

(3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向及び本市の状況を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

ア 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、人員、時間等の監査資源を重点的に配分することにより、効果的な監査等を効率的に実施することを基本に、その方向性を次のとおり定める。

(ア) 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。

(イ) 令和3年度に予定されている内部統制評価報告書審査との有機的連携を図れるよう、監査等の内容を調整する。

(ウ) 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しや、チェック体制の改善などを求める。

(エ) 監査報告等において是正、改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。

(オ) 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民に分かりやすく情報提供を行う。

イ 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。

なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点事項を定める。

(ア) 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案であって、金額的影響度等の量的重要性や公務への信頼性等の質的重要性が高いもの

- (イ) 内部統制において市長が重点的に取り組むこととしたリスク以外のもので、それが発現した場合に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせることが考えられるもの
- (ウ) 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業
- (エ) 他の地方公共団体で問題となった事案及びマスメディアで報道されるなどにより市民の関心が高い事案

2 監査年間計画

令和2年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) 監査等の種類等

令和2年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの対象及び方針は、次のとおりとする。

なお、対象の選定に当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

ア 定期監査

(ア) 事務事業（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項）

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、総務局、市民局、環境局、経済農政局（農業委員会事務局を含む。）、中央区役所及び緑区役所（区選挙管理委員会事務局を含む。）、消防局、病院局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局が令和元年度に実施した事務事業とし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務事業又は他の部局が実施した事務事業も対象とする。

(イ) 工事（法第199条第1項、第2項及び第4項）

市が執行する工事等（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）及び関連する事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、技術面から適正に行われているか監査する。

監査の対象は、令和元年度に執行した工事等のうちから、工事種別、用途、構造、契約内容等を勘案して選定することとし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に執行した工事等又は他の

部局が執行した工事等及び関連する事務も対象とする。

イ 財政援助団体等監査（法第199条第1項、第2項及び第7項）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、ア（ア）に掲げる部局が令和元年度に行った財政的援助等のうちから、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務又は他の部局が実施した事務も対象とする。

ウ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項）

市長から審査に付された令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

審査の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、過去の監査等の結果などを踏まえつつ、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

エ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された令和元年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

審査の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、過去の監査等の結果などを踏まえつつ、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

オ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

市長から審査に付された令和元年度の美術品等取得基金運用状況報告書の計数が正確であり、同基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

カ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

キ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、下水道事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

ク その他の監査

アからキまでに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

(2) 各監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、次の表のとおりとする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
事務事業定期監査（第1期）						同（第2期）					
工事定期監査（第1期）						同（第2期）					
									財政援助団体等監査		
決算審査及び基金運用状況審査											
健全化判断比率等審査											
例月現金出納検査											

(3) 品質管理

ア 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、千葉市監査基準、令和2年度監査実施方針、本計画及び実施計画に基づき適切に実施されているかを管理する。

イ 手続

令和3年3月の監査委員会議において、確認及び評価を行う。あわせて、令和3年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に中間的な確認及び評価を行うものとする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、事務局長以下職員18人が補助する。